

業務委託料算定基準（単価表・算定ルール）

特定非営利活動法人 道志村移動サービス（以下「法人」という。）

1. 目的

本基準は、登録ドライバーに支払う業務委託料（送迎手当）の算定方法（単価・時間・端数処理・根拠資料等）を明確にし、公平で説明可能な運用を行うために定める。

2. 用語（定義）

1. **完了報告書**：送迎終了後にドライバーが提出（アップロード）する「送迎完了報告書」。
2. **総走行時間**：完了報告書に記載された総走行時間（分）。
3. **内深夜時間**：完了報告書に記載された総走行時間のうち深夜時間帯に該当する時間（分）。
4. **待ち時間**：完了報告書に記載された待ち時間（分）。
5. **待ち時間の内深夜時間**：待ち時間のうち深夜時間帯に該当する時間（分）。
6. **標準走行時間（システム算出）**：Google マップのルート検索結果の総走行時間を基礎に算出する時間（分）。詳細は第 6 項。

※「深夜時間帯」の定義は 22:00～5:00 とする。

3. 算定に用いる“正（確定値）”

業務委託料（送迎手当）の算定に用いる **総走行時間・内深夜時間・待ち時間・待ち時間の内深夜時間** は、原則として **完了報告書の記載を最終の正（確定値）** とする。

ただし、記載の誤りが明らかな場合や確認が必要な場合は、法人（理事長）が事実関係を確認し、必要に応じて修正を行う。

4. 単価（標準）

業務委託料（送迎手当）の算定に用いる単価は、原則として次のとおりとする（変更は第 10 項）。

- **総走行時間単価（通常）**：2,000 円／時
- **待ち時間単価（通常）**：1,100 円／時
- **深夜割増率**：0.25（＝25%加算）

5. 業務委託料（送迎手当）の計算式

業務委託料（送迎手当）は次の合計により算出する。

(1) 走行時間分（通常）

総走行時間 × 総走行時間単価

(2) 走行時間の深夜割増（加算分）

内深夜時間 × 総走行時間単価 × 0.25

(3) 待ち時間分（通常）

待ち時間 × 待ち時間単価

(4) 待ち時間の深夜割増（加算分）

待ち時間の内深夜時間 × 待ち時間単価 × 0.25

※上記の各時間は「時間（時）」に換算して計算する。

（例：80 分＝80/60 時）

6. 完了報告書に記載する際の“ベース”（システム算出の標準走行時間）

完了報告書に記載する際のベースとなる総走行時間（標準走行時間）は、システムで次により算出する。

標準走行時間（分）＝ Google マップ ルート検索の総走行時間（分）× 1.1 + 10 分

〔趣旨（説明）〕

Google マップの推定走行時間は実態に近い一方、法定速度等に厳密に一致しない可能性があるため、

- (1) 安全運転（法定速度順守）を前提とした余裕分として **1.1 倍** を適用し、
- (2) 乗降・待機・連絡等に要する時間として **固定 10 分** を加算する。

7. ドライバーによる補正（記載）ルール

ドライバーは、実運用で次の事情がある場合、完了報告書に補正值を記載できる。

- 渋滞、迂回、寄り道等により走行時間・距離が増えた
- 利用者都合（待機等）で待ち時間が発生した
- 深夜時間帯に該当する時間が発生した

補正を行う場合、完了報告書に **理由を簡潔に記載**する。

8. 端数処理

金額は、分単位で算定し、1 円未満は四捨五入する。

9. 記録・保存

アップロードされた完了報告書（画像）、算定結果（送迎手当計算書）は、会計書類とともに保存する。

10. 改定（変更手続）

本基準に含まれる次の事項を変更する場合は、理事会で確認・決定する。

- 総走行時間単価、待ち時間単価

- 深夜割増率
 - 標準走行時間の算定（係数 1.1、加算 10 分）
 - 深夜時間帯の定義
 - 端数処理、補正の承認手続 など
-